

## 個人情報の第三者提供について

被保険者宛に被扶養者の個人情報を通知することは、個人情報の第三者提供にあたり、原則として本人の同意が必要となります。

しかし、以下に示す事項については、個人や健康保険組合の利便性等を考慮し、特段の申し出がない限りは、同意が得られたものとして対応させていただきます。

※同意されない場合は、当組合までご連絡ください。

- 医療費のお知らせ
- ジェネリック医薬品のお知らせ
- 現金給付支給決定通知
- 負傷照会